

令和3年(2021年)10月29日  
午前10時～午前11時  
於：高層棟4階特別会議室  
総務部人事室

## 令和3年度 第5回吹田市政策会議 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるため、当該知識経験又は識見を有する者を任期を限って採用できるよう、条例を制定するものです。

### 1 背景及び趣旨

行政の高度化、多様化が進展する中で、よりの確な対応とサービスの提供を行うため、一般の行政職員が有していない特定の専門分野における高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を採用し、その者の有する高度の専門的な知識経験等を活用する目的で、平成14年(2002年)に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(以下「法」という。)が制定されています。

本市においても、中核市移行に伴い権限が委譲され、行政範囲の拡大により、法制室に対する法律的な相談が多様化、複雑化しているとともに、行政処分等が増え、審査請求や訴訟のリスクも増大していることから、令和3年(2021年)8月17日に開催した政策調整会議において、組織全体の法務力を強化するため、一定期間弁護士資格を有する者を特定任期付職員として任用し、法務能力向上の取組を強力に推し進めることが、確認されました。

以上のことから、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する職員を一定期間任用するため、法に基づき、任期を定めた職員の採用に関する事項等を定める条例を制定するものです。

### 2 条例の主な内容

#### (1) 区分

特定任期付職員(法第3条第1項)

#### (2) 要件

高度の専門的知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる場合

#### (3) 採用方法

選考

#### (4) 任期

5年以内

(5) 施行期日

令和4年(2022年)10月1日

3 予定している職務

職員の法務能力向上・組織の法務力強化(弁護士資格を有する者)

4 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

特定任期付職員の採用に伴い、適用される給料表の追加、職員手当等の規定整備を行うものです。

なお、吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についても、同様の規定整備を行います。

(1) 特定任期付職員給料表

地方公務員法第24条第2項に規定される給与の均衡の原則に則り、国及び近隣他市の特定任期付職員給料表の金額を基本とし、本市では、部長級相当の職を上限とするため、国の特定任期付職員俸給表のうち、1号俸から5号俸の俸給月額に準じて、給料月額を設定します。(国は7号俸(830,000円)まで設定)

号給	1号給	2号給	3号給	4号給	5号給
給料月額(円)	375,000	422,000	472,000	533,000	608,000

※ 国の特定任期付職員俸給表に変更があれば同様に改正を行います。

(2) 職員手当の適用範囲

国及び近隣他市の状況を考慮し、以下の適用範囲とします。

手当の種類	支給対象	手当の種類	支給対象
扶養手当		休日勤務手当	
地域手当	○	夜間勤務手当	
管理職手当		宿日直勤務手当	○
住居手当		管理職員特別勤務手当	○
通勤手当	○	期末手当 ※	○
初任給調整手当		勤勉手当	
単身赴任手当	○	特定任期付職員業績手当	
特殊勤務手当	○	退職手当	○
時間外勤務手当			

※ 期末手当支給月数

1.675(国と同率。国に変更があれば同様に改正を行います。)

期末手当基礎額に係る加算割合

1・2号給…10% 3・4号給…15% 5号給…20%

5 市民意見提出手続（パブリックコメント）について

本条例案の内容が、本市の職員の人事行政について定めるものであることから、吹田市民の意見の提出に関する条例第4条第7号カの規定により適用除外とします。

6 今後のスケジュール

令和3年11月定例会	一般職の任期付職員の採用に関する条例提案 ※ 附則により吹田市一般職の職員の給与に関する 条例及び吹田市水道事業に勤務する企業職員の給 与の種類及び基準に関する条例の一部改正
令和4年2～9月	特定任期付職員の公募、採用手続
令和4年10月1日	条例施行 特定任期付職員任用（弁護士資格を有する者）